

鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正について

次のように改める。

令和4年11月22日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

鹿沼市学校給食共同調理場条例（昭和53年鹿沼市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の」の次に「表の」を加え、同条の表鹿沼市学校給食共同調理場の

「
項中 同 北中学校 を「同 北中学校」に改め、同表に次のよう
同 北犬飼中学校
」

に加える。

鹿沼市立津田小学校 北犬飼地区学校給食 共同調理場	鹿沼市深津1390番地	鹿沼市立津田小学校 同 石川小学校 同 北犬飼中学校
---------------------------------	-------------	----------------------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。